

議案第46号

財産（土地、建物）の減額貸付について

次のとおり財産（土地、建物）を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 減額貸付する財産及び数量

土地 北上市本通り二丁目404番

13,570.57平方メートル

建物 北上市本通り二丁目404番地

鉄骨造8階建

延べ床面積 33,356.29平方メートルのうち、28,761.30平方メートル

（1階から4階及び5階の一部）

2 減額貸付の目的

ツインモールプラザの再生を図るため、公募した運営事業者が希望した範囲及び賃料での貸し付けをするものである。

3 減額貸付の相手方

東京都千代田区永田町二丁目12番4号赤坂山王センタービル

株式会社リオ・コンサルティング

代表取締役 小杉 裕康

4 貸付料

月額440,000円（適正貸付料 月額2,973,400円）

5 減額貸付期間

令和7年12月15日から令和17年12月14日まで

令和7年10月29日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

ツインモールプラザ再生事業実施のため、減額して貸し付けようとするものである。